

平成21年12月21日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

出産育児一時金の支給額・申請方法が変わりました

平成21年10月から「出産育児一時金」の支給額と申請方法が改正されました。

「出産育児一時金」とは、出産に要する経済的負担の軽減を図るため、健康保険の被保険者とその被扶養者である配偶者等が出産したときに支給される給付金です。

◎支給額の変更（平成21年10月～平成22年3月までの暫定措置）

少子化対策の緊急措置として、被保険者やその被扶養者が出産したときに支給される一時金が1児につき4万円引き上げられ、最大42万円になりました。

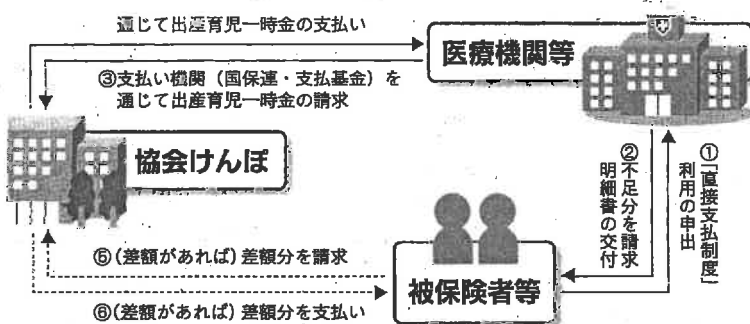
	平成21年9月まで	平成21年10月以降
産科医療保障制度（※1）に加入する医療機関で出産したとき	38万円	42万円
産科医療保障制度（※1）に加入しない医療機関で出産したとき	35万円	39万円

（※1）産科医療補償制度とは、平成21年1月に創設された分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償を行うための制度です。詳細は <http://www.sanka-hp.jcqh.c.or.jp/> をご参照下さい。

◎申請方法の変更について（1又は2より選択可能）

1. 直接支払制度（受取人＝医療機関）

被保険者が医療機関等に対し「直接支払制度」利用希望の旨を申し出ることにより、医療機関が直接協会けんぽに対して、「出産育児一時金」の請求手続をする仕組みです。従来の事前申請制度（※2）を利用することなく、出産費用の準備が不要となります。



＜出産費用が50万円の場合＞

出産費用 50万円 > 42万円
8万円（不足額）を医療機関窓口で支払います。

＜出産費用が40万円の場合＞

出産費用 40万円 < 42万円
窓口での支払は発生しません。
差額2万円分を協会けんぽへ申請します。

2. 被保険者を受取人とする制度

出産費用を支払後、申請用紙を協会けんぽへ提出することにより、被保険者への支給が可能となります。この場合、出産費用と申請用紙の準備が必要となります。

なお「直接支払制度」が創設されたため、「事前申請制度（※2）」は廃止されました。

（※2）出産前に被保険者が協会けんぽへ申請し、医療機関等が出産育児一時金受け取る制度です。

＜出産費用が出産育児一時金より少なかった場合＞

差額分の申請が必要な点にご注意ください。その際、医療機関から交付された「明細書」の添付が必要となります。申請方法などの詳細は、以下へお問い合わせ下さい。